

行政手続法適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	職員団体の規約の認証		
根拠法令及び条項	職員団体等に対する法人格の付与に関する法律(昭和 53 年法律第 80 号)第 5 条、第 6 条		
所 管 部 課 名	公平委員会		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	職員団体等に対する法人格の付与に関する法律施行規則(昭和 53 年自治省令第 21 号)第 2 条	
	基 準	職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第 5 条、第 6 条及び職員団体等に対する法人格の付与に関する法律施行規則第 2 条に定めるところによる。	
	設定年月日	平成 13 年 9 月 21 日	最終変更年月日
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 30 日程度 (注: 休日は含まない。)	
	内 訳	経由機関 日 (機関名) 協議機関 日 (機関名) 処分機関 30 日	
	設定年月日	平成 13 年 9 月 21 日	最終変更年月日
備 考			